

令和3年度公益財団法人船橋市医療公社事業計画書

第 4 2 期

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

1. 沿革

当法人は、船橋市と社団法人船橋市医師会（当時）の出捐により、船橋市の保健衛生行政を補完する重要な協力機関として昭和55年3月31日に財団法人船橋市医療公社として設立されました。

地域住民の健康の維持増進及び疾病の早期発見あるいは予防を目的として、平成30年3月まで健康診断事業を実施していました。

また、平成24年4月より、船橋市夜間休日急病診療所の指定管理者の指定を受けて管理運営を行っています。

平成25年4月1日から公益法人制度改革関連法の施行に伴い公益財団法人に移行しました。

2. 基本方針

夜間休日急病診療所事業を実施することにより、公益性が高い事業を推進していきます。

3. 事業計画

① 夜間休日急病診療所事業

夜間及び休日等における急病患者に対し応急的診療を行うため、船橋市夜間休日急病診療所条例に基づく指定管理者として、船橋市夜間休日急病診療所の管理運営を一般社団法人船橋市医師会の推薦する医療機関及び医師の協力、並びに一般社団法人船橋薬剤師会の協力を得て事業を実施します。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響についても、船橋市及び協力団体と協議しながら様々な対策を実施します。

また、船橋市が実施予定の次期指定管理者募集への応募を行います。

(1) 夜間休日急病診療所の管理運営

(2) 医療安全対策委員会の定期的開催

(3) 夜間休日急病診療所の運営にかかる市との検討会の開催

【診療時間】

診療科目	診療日時
小児科	平日 20時～23時 土 18時～21時 日・祝休日・年末年始 9時～17時、18時～21時
内科（小児科を含む）・外科	毎日 21時～24時
内科(外科・小児科を含む)若しくは外科(内科・小児科を含む)	毎日 0時～6時

※ 21時から24時の外科及び0時～6時の深夜帯は休診の可能性あり

【受診者見込数】

時間帯	受診者見込数
準夜(21時～24時)	930人
前準夜(18時～21時)	700人
平日前準夜(20時～23時)	660人
休日昼間(9時～17時)	1,240人
合計	3,530人

※ 深夜帯及び外科については休診期間未定のため見込んでいない

【次期指定管理者選定関連業務】

令和3年度をもって現在の指定管理受託期間が終了することに伴い、船橋市が実施する予定の次期指定管理者の募集に応募するため、夜急診の管理運営の更なる適正化・効率化等について検討を行うとともに、応募に必要な各種資料の作成やヒアリングの準備等、指定獲得に向けて必要な対応を行う。

前回の夜急診指定管理者選定スケジュール（参考）
① 第1回指定管理者選定委員会（指定管理者評価基準作成）
② 募集要項配布
③ 第2回指定管理者選定委員会（書面審査）
④ 第3回指定管理者選定委員会（面接審査）
⑤ 第4回議会定例会へ指定管理者指定議案提出
⑥ 指定の議決
⑦ 指定の通知・告示